

平成 26 年(2014 年)2 月 28 日

学校職員に対する懲戒処分について

平成 26 年 2 月 28 日付けで、次のとおり、学校職員に対する懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1	被処分者	特別支援学校 教諭 男性 50 歳代
	処分内容	減給 3 月（給料の 10 分の 1）
	事案概要	人身交通事故 平成 24 年 10 月 29 日（月）午前 11 時 40 分頃、普通乗用自動車を運転し、東区東雁来 4 条 1 丁目 2 番先の自転車専用道路と交差する交差点を豊平川緑地公園駐車場から国道 275 号線方面に向かい直進するに当たり、一時停止の標識を看過して一時停止せず、安全不確認のまま時速約 15 ないし 20 キロメートルで進行した過失により、右方道路から進行してきた被害者運転の自転車に気付かず、同自転車左側面部に自車前部を衝突させて加療約 6 か月間を要する右下腿骨骨折等の傷害を負わせた。
2	被処分者	小学校 教諭 男性 50 歳代
	処分内容	戒告
	事案概要	指定速度違反 平成 25 年 7 月 25 日（木）午後 3 時 55 分頃、退勤のため、普通乗用自動車を運転し、手稲区新発寒 2 条 3 丁目付近道路において、指定速度 40 キロメートル毎時のところ、42 キロメートル毎時超過の 82 キロメートル毎時で走行し、速度違反取締中の警察官に検挙された。
3	被処分者	中学校 教諭 男性 30 歳代
	処分内容	戒告
	事案概要	体罰事故 平成 24 年 9 月から 10 月までの 2 ヶ月間において、部活導中、同校体育館等で、被害生徒が練習に対して手を抜くなど一生懸命取り組んでいない様子が見られた際に、生徒の服を掴み、掴んだこぶしで胸部から腹部の辺りを強く突く行為を 5 ～ 6 回行った。